

お預かり袋利用規定

1. お預かり袋の利用

- お預かり袋は、次の各号の取引を窓口で依頼する場合に利用することができます。
 - 本人名義の預金入金・出金
 - 本人名義の振込・代金取立
 - 本人名義による税金・公共料金・その他諸料金の払込み（納付期限切れ等で当行が取扱いできないものは除く）
- お預かり袋の利用は、原則として当行窓口営業時間中に限ります。

2. 利用方法

1. (1)の取引（以下「お預かり取引」という）を当行に依頼するときは、次の各号の物件（以下「封入物件」という）と「お預かり袋内容物明細」（封入物件の個数を記載）を、当行所定のお預かり袋に入れ、窓口にお渡しく下さい。
 - お預かり取引に必要な入金票・振込依頼書・その他の書類・帳票
 - お預かり取引に必要な現金（注1）・証券類、または払戻請求書
（注1）ロビー入金機設置店は、現金をロビー入金機で入金のうえしシートをお預かり袋に封入してください。
- 前項のお預かり袋の使用区分は、次のとおりです。
 - お預かりする処理は原則として当日および翌営業日とします。指定する処理日ごとにお預かり袋を分けて入れてください。また、返却日はお預かり日を含み3営業日以内とします。処理日と返却日が異なる場合は、現金出金等はできません。
 - お預かり日当日の処理を指定する封入物件は「当日用お預かり袋」へ入れてください。
 - 先日付の処理を指定する物件は「先日付用お預かり袋」に入れてください。「先日付用お預かり袋」には、現金・証券類およびロビー入金機のレシートを入れることはできません。手数料等で現金をお預かりする場合には別途お預かりします。

3. 当行の事務処理等

- 当行が窓口でお預かりする際はお預かり袋の個数単位で受領し、封入物件は営業時間中に当行所定の手続きにより確認のうえ処理いたします。ただし、先日付処理の指定がある場合は、指定された日に処理いたします。
- 当行はご依頼のお預かり取引について、次の各号の方法により処理いたします。この方法で処理したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - 封入物件に形式不備または記載相違等の不備があった場合は、当行から連絡のうえ再依頼内容にもとづき処理いたします。
 - 入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は、当行で確認した金額によるものとします。（注2）
（注2）上記にかかわらず入金票記載金額での入金を希望する場合には、過不足金の精算方法について「お預かり袋 過不足金発生時の処理依頼書」を提出いただきます。
 - 振込・払込みに必要な資金の総額と振込資金・払込資金等に充当するための現金・証券類または払戻請求書に記載の金額とが相違している場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容にもとづき処理いたします。
 - 入金・出金・振込または払込みの処理時点で、入金・出金・振込または払込みに必要な資金の総額が、当該資金引落口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容にもとづき処理いたします。

4. お預かり袋の返却

お預かり袋・領収書等は、当行の手続き終了後、ご指定日に返却いたしますので、遅滞なく処理結果をご確認ください。

5. 損害の負担等

お預かり袋の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害・その他当行の責によらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 反社会的勢力

この夜間金庫は、第7条3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の開設をお断りするものとします。

7. 解約等

- 本契約は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。また、解約に際しては、当行が貸与したお預かり袋を直ちに当行へ返却してください。
- 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。
 - 本人が使用料を支払わないとき。
 - 本人について相続の開始があったとき。
 - 本人の責めに返すべき事由または保護預り品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が発生したとき。
 - 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
 - 本人がこの規定に違反したとき。
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をとってください。
 - 本人がお預かり袋使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - e. その他前各号に準ずる行為

8. 譲渡・転貸等の禁止

お預かり袋は、譲渡・転貸することはできません。

9. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定・普通預金規定等の該当する各預金規定および代金取立規定・振込規定等により取扱います。

10. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他条件、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める摘要開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020. 4. 1 現在)